豊岡市立中学校部活動指導員人材バンク登録者募集要項

豊岡市教育委員会では、豊岡市立中学校（以下「中学校」という。）における教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）である部活動（以下「部活動」という。）において、指導の質的な向上を図るとともに、担当する教員の負担を軽減するため、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第78条の２に規定する部活動指導員（以下「指導員」という。）を募集する。

１　職務内容

(1) 日常的な部活動の指導

(2) 部活動の顧問

(3) 大会・練習試合等への引率及び指導（ただし、主催者が許可する場合に限る）

(4) 安全・障害予防に関する知識・技能の指導

(5) 用具・施設の点検・管理

(6) 部活動の管理運営（会計管理を含む）

(7) 保護者等への連絡

(8) 年間・月間指導計画の作成

(9) 部活動中の日常的な生徒指導

(10) 事故が発生した場合の現場対応

(11) 豊岡市教育委員会が指定する研修会等への参加

(12) その他、必要な部活動の指導業務

２　任用条件

(1) 地方公務員法第16条の規定に準じ、当該各号の規定に該当しない者

(2) 下記の要件をすべて満たす者のうちから、市教育委員会及び当該学校長が適切と

　　判断した者

①当該校における、部活動指導方針に沿った指導を行うことができる者

②学校での部活動の指導経験がある者、又は日本スポーツ協会・文化団体等の公認資

格を有する者、もしくは同程度の指導知識・技能を有すると判断できる者

③部活動の教育的意義を理解し、安全管理や人権に配慮した専門的な指導ができる者

④国公立諸学校の教職員以外の者（時間講師は可）

３　勤務条件

(1) 配置校　豊岡市内の市立中学校

(2) 勤務日　年間225日、週当たり５日以内を原則とし、校長が指定する。（休日のみ

　　　　　　の勤務も可。）ただし、平日の週１日、土日の休業日の週１日は、部活動

を実施しない。

(3) 勤務時間　平日１日２時間以内、休日１日３時間以内を原則とする。ただし、校長

が必要と認めた場合はこの限りでない。

(4) 報　酬　　１時間あたり1,600円（交通費込）

　　　　　　　　健康保険、厚生年金保険、介護保険、雇用保険の適用無し

　　　　　　　　労働者災害補償保険の適用有り

(5) 任用期間　令和７年3月31日まで　※１年ごとの任用

４　名簿登載する部活動

(1) 運動部活動

　　　軟式野球、ソフトボール、サッカー、ソフトテニス、バスケットボール、バレー

ボール、卓球、剣道、陸上競技、ボート

(2) 文化部活動

　　　吹奏楽、合唱、美術

５　応募方法

(1) 提出書類

　　　豊岡市部活動指導員申込用紙

(2) 提出先

　　　豊岡市教育委員会学校教育課指導係

　　　　〒668-8666　豊岡市中央町２番４号

　　　　TEL:0796-23-1452　FAX:0796-23-6577

 E-mail:kodomokyouiku@city.toyooka.lg.jp

(3) 提出方法

　　①直接持参または郵送で提出（封筒の表側に「部活動指導員申込」と朱書き）

　　②FAXまたは電子メールで提出

(4) 受付期間

　　　令和６年２月１日～令和６年12月27日

６　選考

　　書類審査及び面接審査

　　　受付期間中に応募された書類審査及び面接審査を実施する。面接審査の日時は、

個別に連絡する。

７　選考結果の通知

　　選考の結果通知書を郵送する。電話での合否照会には応じない。

８　任用

(1) 人材バンクへの登録について

・選考基準に達したと市教育委員会が判断した者を合格者とし、「豊岡市部活動指

導員人材バンク」に登録する。

・登録の有効期間は、登録日の属する年度を含む３年間（３月末日まで）とする。

・登録されても、必ずしも任用されるとは限らない。

(2) 配置校の決定等について

①指導員の配置を希望する学校のニーズ等を考慮して、市教育委員会と当該中学校の

協議により、配置候補者を選定する。

②配置候補者には、当該中学校長から連絡が入り、学校関係者（校長、教頭、顧問等）

と面接を行い、勤務条件・活動条件等の確認をする。

③両者が勤務条件・活動条件等で合意すれば配置校の決定となり、任用に係る事務手

続きが完了次第、勤務開始となる。

９　その他

(1) 提出書類は受付後返却しない。

(2) 書類等により取得した個人情報は、選考・人材バンクへの登録・採用に関する事務

のみに使用し、豊岡市個人情報保護条例に基づき適正に管理する。